
北海道強靱化計画（仮称）骨子案

北海道

計画の基本構成

I 計画の策定趣旨、位置づけ	2
II 北海道強靱化の基本的考え方	3
1 北海道強靱化の意義	
2 北海道強靱化の基本目標	
3 北海道強靱化を進める上での留意事項	
III 脆弱性評価	6
1 脆弱性評価の考え方	
2 脆弱性評価において想定するリスク	
3 リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」の設定	
4 「最悪の事態」回避に向けた現行施策の分析・評価	
IV 推進すべき施策プログラム	9
1 北海道強靱化に向けた施策プログラム	
2 地域別施策プログラムの策定	
V 計画の着実な推進に向けて	13
1 施策の重点化	
2 PDCAサイクルによる計画推進	
3 推進体制	
4 計画の見直し等	

I 計画の策定趣旨、位置づけ

1 計画の策定趣旨

- ・ 国や市町村など関係者相互の連携のもと、北海道における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための指針として策定

2 計画の位置づけ

- ・ 国土強靱化基本法(第13条)に基づく国土強靱化地域計画
- ・ 国土強靱化に関し、北海道の総合計画及び地域防災計画をはじめとする各分野別計画の指針(=アンブレラ計画)
- ・ 国土強靱化に関し、国の施策・予算に関する提案及び道の予算編成を行う上での指針

II 北海道強靱化の基本的考え方－①－

1 北海道強靱化の意義

(1) 事前の備えを徹底し、大規模自然災害から道民の安全と本道の社会経済システムを守る

- ・ 国土の5分の1以上を占める北海道として、国全体の強靱化の一翼を担っていくためには、足元の強靱化を図ることが不可欠
- ・ 多様な大規模災害から道民の生命・財産を守り、行政や経済活動の持続性を確保するため、従来の「防災」の範囲を超え、ハード・ソフトの両面から幅広い分野の政策を結集

(2) 北海道の強みを活かし、国全体の強靱化に貢献する

- ・ 道民のみならず国民生活に不可欠な食料やエネルギーの供給源として、またリスク分散の適地として大きなポテンシャルを有する北海道の強靱化は、国家的見地から取り組むべき重要課題
⇒ **北海道が有する資源を活用し、国家的課題の解決に寄与 ～ 北海道開発法 の精神**
- ・ 東京一極集中からの脱却を図り、「自律・分散・協調」型の国土形成に向けた取組を国全体で進める中で、他の地域との連携や役割分担のもと、北海道の強みを発揮し、国土強靱化に貢献

(3) 強靱化の取組を通じ、北海道の持続的成長を促進する

- ・ 上記(1)(2)の観点から北海道の強靱化を進めることにより、人口減少問題への対応や地域経済の活性化、観光振興などにもつながり、北海道の持続的成長の促進に寄与

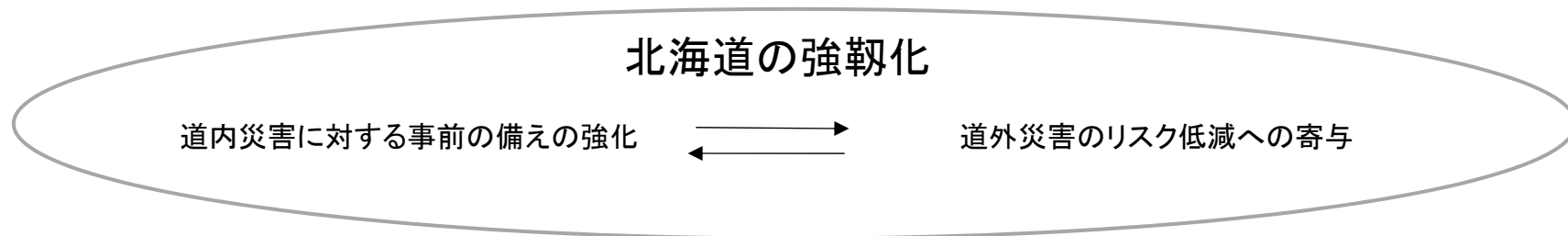
II 北海道強靱化の基本的考え方－②－

2 北海道強靱化の基本目標

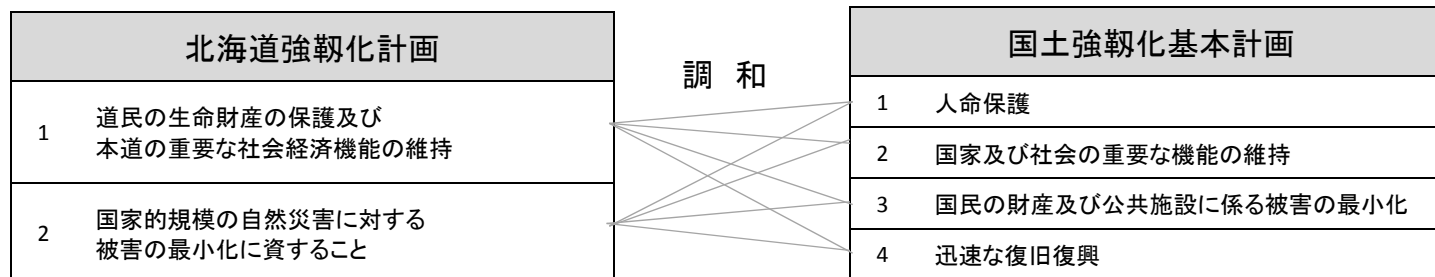
- 前項に示した北海道強靱化の意義を踏まえ、基本目標を以下のとおり設定する。

- (1) 大規模自然災害から、道民の生命財産を守り、本道の重要な社会経済機能を維持すること
- (2) 本道の強みを活かし、国家的規模の自然災害に対する被害の最小化に資すること

- この2つの基本目標は、ターゲットとする災害リスクが道内、道外という違いがあるが、取り組むべき方向は本質的に同じであり、相互に連動しながら北海道の強靱化をめざすもの



(参考) 国土強靱化基本計画に掲げる基本目標との関係



II 北海道強靱化の基本的考え方－③－

3 北海道強靱化を進める上での留意事項

- 北海道強靱化については、国土強靱化基本計画に掲げる基本的な方針に基づき進める他、本地域計画に掲げる基本目標を踏まえ、以下の事項に留意し推進する。

(1) 北海道の特性を踏まえた取組推進

- ① 全国を上回る人口減少や過疎化の進行など、本道の置かれた社会状況に配慮した取組を進めること
- ② 地震、津波、火山、豪雨、豪雪など本道において想定される自然災害リスクの特性に応じた取組に当たること
- ③ 国全体の強靱化に向け、食料・エネルギーの供給など北海道の強みを更に高めるための取組を進めること
- ④ 首都圏からの距離の遠さや本州と陸続きでないこと、寒冷多雪といった不利要因を克服し、これらの特性を強みとして活かすこと

(2) 連携・ネットワークを基本とした取組推進

- ⑤ 道内における国の機関、道、市町村、民間事業者、住民等、関係者相互の連携協力による取組を進めること
- ⑥ 北海道の広域性や地理特性を十分考慮し、道内における地域間の連携、ネットワーク、役割分担を重視した取組を進めること
- ⑦ 道、市町村の財政が逼迫する中、北海道強靱化を効率的かつ効果的に行うため、国の施策の積極的な活用を図るとともに、道内外からの民間投資の促進に努めること

(参考) 国土強靱化を推進する上での基本的な方針(国土強靱化基本計画) * 要約

(1) 国土強靱化の取組姿勢

- ① 強靱性を損なう本質的原因を吟味した取組推進
- ② 長期的視野を持った取組推進
- ③ 地域間連携の強化、東京一極集中から「自律、分散・協調」型国土への転換
- ④ 経済社会システムの潜在力、抵抗力、適応力の強化
- ⑤ 適正な制度、規制のあり方を見据えた取組推進

(2) 適切な施策の組み合わせ

- ⑥ ハード・ソフト対策の適切な組み合わせ
- ⑦ 国、地方自治体、事業者、住民の連携、役割分担
- ⑧ 平時の有効活用

(3) 効率的な施策の推進

- ⑨ 施策の重点化の推進
- ⑩ 既存の社会資本の有効活用
- ⑪ 民間資金の積極的活用
- ⑫ 施設等の効率的、効果的な維持管理
- ⑬ 土地の合理的利用の促進
- ⑭ 研究開発の推進と成果の普及

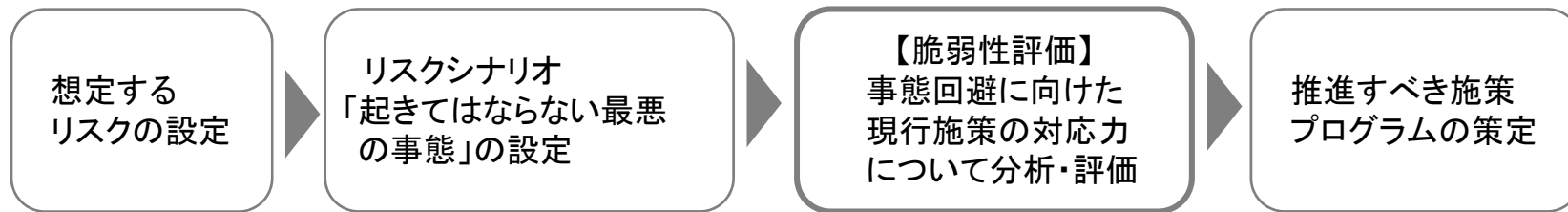
(4) 地域の特性に応じた施策の推進

- ⑮ コミュニティ機能の向上、強靱化の担い手が活動できる環境整備
- ⑯ 女性、高齢者、子ども、障害者、外国人等への配慮
- ⑰ 自然との共生、環境との調和、景観の維持への配慮

1 脆弱性評価の考え方

- ・ 大規模自然災害等に対する脆弱性を評価することは、北海道の強靱化に関する施策を策定し、推進する上での必要不可欠なプロセス(基本法第9条5項)
- ・ 脆弱性評価に当たっては、国土強靱化基本計画の策定に際し、国が実施した評価方法を参考に、以下の枠組みにより実施

【脆弱性評価を通じた施策検討の流れ】



- * 脆弱性評価については、現時点で評価手法が未確立であり、国における評価手法の改善に向けた検討や他の自治体で実施される評価内容等を参考に、今後の計画の見直し、改定時を見据え、精緻なリスクシナリオに基づく評価のあり方など、より効果的な手法について検討

2 脆弱性評価において想定するリスク

- ・ 国土強靱化基本計画と同様、大規模自然災害に対象を絞る
⇒ 原子力事故やテロ等、自然災害以外のリスクは対象外
- ・ 特定の自然災害に限定せず、道内で発生しうるあらゆる大規模自然災害を想定
- ・ 国全体の強靱化への貢献という観点から、首都直下地震や南海トラフ地震など、道外における大規模自然災害のリスク低減に向けた北海道の対応力についても併せて評価

III 脆弱性評価－②－

3 リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」の設定

- 国土強靱化基本計画で設定されている8の「事前に備えるべき目標」と45の「起きてはならない最悪の事態」を元に、北海道の地域特性等を踏まえるとともに、施策が重複する「最悪の事態」の追加・統合・組み替え等を行った結果、本地域計画においては、7の категорияーと21の「起きてはならない最悪の事態」を設定

カテゴリー	起きてはならない最悪の事態	カテゴリー	起きてはならない最悪の事態
1 人命の保護	1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生（道内）	4 食料・エネルギー供給、交通ネットワークの確保	4-1 エネルギー供給の停止（道内／道外）
	1-2 火山噴火・土砂災害による多数の死傷者の発生（道内）		4-2 食料の安定供給の停滞（道内／道外）
	1-3 大規模津波等による多数の死傷者の発生（道内）		4-3 上下水道等の長期間にわたる機能停止（道内）
	1-4 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水（道内）		4-4 道外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止（道内／道外）
	1-5 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生（道内）	5 経済活動の維持	5-1 サプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞（道内／道外）
	1-6 積雪寒冷を想定した避難体制等の未整備による被害の拡大（道内）		5-2 道内外における物流機能等の大幅な低下（道内／道外）
	1-7 情報伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大（道内）		6 二次災害の抑制
2 救助・救急活動等の迅速な実施	2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止（道内／道外）	6-2 農地・森林等の荒廃による被害の拡大（道内）	
	2-2 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動の停滞（道内／道外）	7 迅速な復旧・復興	7-1 災害廃棄物の処理の停滞等による復旧・復興の大幅な遅れ（道内）
2-3 被災地における医療・福祉機能等の麻痺（道内／道外）	7-2 復旧・復興を担う人材の絶対的不足（道内／道外）		
3 行政機能の確保	3-1 道内外における行政機能の大幅な低下（道内／道外）		

* 各事態の末尾には、対応すべきリスク（＝最悪の事態）の所在を記載
 道内～道内で発生する大規模自然災害等に起因する最悪の事態
 道外～道外で発生する大規模自然災害等に起因する最悪の事態

4 「最悪の事態」回避に向けた現行施策の分析・評価

- ・ 前項で設定した21の「起きてはならない最悪の事態」ごとに、事態回避に資する現行施策を抽出
- ・ 各施策の取組状況や課題を整理し、現行施策の対応力について分析・評価
- ・ 評価の参考指標として、各施策に関連する数値データ(現状値)を活用

【評価結果のポイント】

- 建築物や重要インフラの耐震化、長寿命化などの防災対策については、進捗途上であり、これから更新時期を迎える老朽施設が増加することも見据え、一層の計画的な対策が必要
- 各種災害に対応したハザードマップの作成、避難計画、防災訓練などソフト面の対策について、市町村をはじめ国や道など関係機関が連携し、未整備箇所への対応など今後一層の充実を図る必要
- 被災地への物資供給や救助・救援活動、医療支援など災害時対応については、関係行政機関の連携体制はもとより、民間企業等との協力体制が整備されてきているが、これらの体制の一層の強化を図るとともに、道外の災害対応も視野に入れた取組が必要
- 大災害時においても必要不可欠な行政機能や経済活動の継続が可能となるよう、業務継続体制が整備されていない市町村や民間企業の体制の強化を図るとともに、国全体の経済活動の継続に向けても、北海道がリスク分散の受け皿として機能するよう取組を強化すべき
- 食料やエネルギーの安定供給に関しては、本道のみならず国全体の強靱化に貢献するという北海道の役割に照らすと、現状では北海道のポテンシャルを最大限に発揮しているとはいえ、供給力の更なる強化に向け、基盤整備を含めた総合的な取組が必要
- 交通ネットワークの整備は、北海道強靱化の根幹を支えるものであり、これまで一定の進捗が見られるものの、道内外における災害への円滑な対応に支障のないよう、新幹線や高規格幹線道路を基軸とした地域間ネットワークの一層の強化を図る必要

* 評価結果の詳細は、別紙「北海道強靱化計画(仮称)の策定に向けた脆弱性評価(案)」を参照

Ⅳ 推進すべき施策プログラム①

1 北海道強靱化に向けた施策プログラム

- ・ 前章における脆弱性評価の結果を踏まえ、今後、北海道の強靱化に向け、21の「起きてはならない最悪の事態」ごとに、ハード、ソフト両面から取り組むべき施策プログラムを策定
- ・ 施策プログラム毎に数値目標を設定し、目標に沿った進捗管理を実施

*** 施策プログラムの具体的内容は、計画素案において提示する**

【施策プログラム策定のイメージ】

カテゴリー	起きてはならない最悪の事態	施策プログラムの方向性(イメージ)
1 人命の保護	1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生(道内)	▷建築物等の耐震化、老朽化対策の推進 ▷避難場所の整備、指定の推進 ▷緊急輸送道路や避難路の整備 ▷地震・津波による被害軽減に向けた減災目標の設定 等
	1-2 火山噴火・土砂災害による多数の死傷者の発生(道内)	▷ハザードマップ作成など火山・土砂災害に対する警戒避難体制の整備 ▷災害発生のおそれのある箇所を対象とした砂防設備等の整備推進 ▷砂防・治山施設の老朽化対策の推進 等
	1-3 大規模津波等による多数の死傷者の発生(道内)	▷津波浸水想定の設定と津波災害警戒区域の見直し推進 ▷海岸保全施設等の整備 ▷浸水想定を踏まえたハザードマップの見直しなど津波避難体制の整備 等
	1-4 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水(道内)	▷洪水・内水ハザードマップの策定推進 ▷河川整備 ▷河川管理施設の老朽化対策等の推進 ▷水防活動の促進など地域の水防力の強化 等
	1-5 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生(道内)	▷暴風雪時における道路管理体制の強化 ▷危険箇所を対象とした防雪施設の整備 ▷道路管理者の連携による円滑な除雪体制の確保 等
	1-6 積雪寒冷を想定した避難体制等の未整備による被害の拡大(道内)	▷冬季も含めた帰宅困難者対策の推進 ▷積雪寒冷を想定した避難所等の対策の推進 等
	1-7 情報伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大(道内)	▷関係行政機関相互の連絡体制の整備及び情報の共有化の推進 ▷住民等への災害情報の伝達体制の強化 ▷避難訓練など防災教育の充実強化 ▷災害時における行政機関相互の通信手段の確保 等
2 救助・救急活動等の迅速な実施	2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止(道内/道外)	▷支援物資供給に係る関係行政機関の連携と官民の協力体制の強化 ▷家庭、企業、市町村における非常用物資の備蓄促進 等
	2-2 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動の停滞(道内/道外)	▷合同訓練など関係行政機関の連携強化 ▷救急活動等に不可欠な情報基盤、資機材の整備 等
	2-3 被災地における医療・福祉機能等の麻痺(道内/道外)	▷DMATや医療支援チームなど災害時の医療支援体制の強化 ▷災害時拠点病院の機能強化 ▷福祉避難所等への人的支援の促進 等

Ⅳ 推進すべき施策プログラム②

【施策プログラム策定のイメージ(つづき)】

カテゴリー		起きてはならない最悪の事態	施策プログラムの方向性(イメージ)
3	行政機能の確保	3-1 道内外における行政機能の大幅な低下(道内/道外)	▷道及び市町村の災害対策本部機能強化 ▷市町村における業務継続体制の整備 ▷道外自治体との広域応援・受援体制の整備 ▷行政情報のバックアップ体制の強化 等
4	食料・エネルギー供給、交通ネットワークの確保	4-1 エネルギー供給の停止(道内/道外)	▷再生可能エネルギーの導入に向けた取組推進 ▷送電網等の電力基盤の整備 ▷本道に賦存する地下資源の活用促進 ▷石油コンビナート等の防災対策の推進 等
		4-2 食料の安定供給の停滞(道内/道外)	▷農業水利施設や漁港施設等の食料生産基盤の整備 ▷道産食料品の高付加価値化と販路拡大の推進 ▷食料備蓄にも資する農産物の長期貯蔵の取組推進 ▷災害時における生鮮食料品の供給体制の確保 等
		4-3 上下水道等の長期間にわたる機能停止(道内)	▷水道施設の耐震化、老朽化対策、防災対策の推進(上下水道施設、工業用水施設) ▷下水道の業務継続計画の策定推進 等
		4-4 道外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止(道内/道外)	▷北海道新幹線の整備促進 ▷高規格幹線道路を軸とした道路ネットワークの整備 ▷道路施設の耐震化、老朽化対策、防災対策の推進 等
5	経済活動の維持	5-1 サプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞(道内/道外)	▷首都圏等からの本社機能や生産拠点等の立地促進 ▷企業における業務継続計画策定の推進 ▷被災企業等への円滑な金融支援 等
		5-2 道内外における物流機能等の大幅な低下(道内/道外)	▷港湾・空港等の機能強化、耐震化、老朽化対策の推進 ▷港湾における業務継続体制の整備 ▷国内外との航空ネットワークの維持・拡充 等
6	二次災害の抑制	6-1 ため池の機能不全等による二次災害の発生(道内)	▷ハザードマップの作成などため池の防災対策の推進 等
		6-2 農地・森林等の荒廃による被害の拡大(道内)	▷計画的な造林、間伐の実施など森林の適切な整備 ▷耕作放棄地の発生防止の推進 等
7	迅速な復旧・復興	7-1 災害廃棄物の処理の停滞等による復旧・復興の大幅な遅れ(道内)	▷道及び市町村における災害廃棄物処理計画の策定推進 等
		7-2 復旧・復興を担う人材の絶対的不足(道内/道外)	▷建設業の担い手確保 ▷技術職員による応援態勢の整備 等

IV 推進すべき施策プログラム③

2 地域別施策プログラムの策定

- ・ 国土の5分の1以上を占める北海道の強靱化に向けては、道内各地域の特性や実情に応じた取組を推進することが必要
- ・ このため、北海道全体を対象とする施策プログラムに併せて、北海道の総合計画(新北海道計画)に基づく6つの連携地域(道央、道南、道北、オホーツク、十勝、釧路・根室)ごとに、地域特性等を踏まえた施策プログラムを策定
- ・ 地域別施策プログラムは、各連携地域における災害リスクの特性や地域のもつ強み、施策推進の状況や課題などを踏まえ、全道の施策プログラムの中から、当該地域において特に重点的に進めるべき施策を抽出し、必要に応じてより具体的な取組内容を提示

*** 地域別施策プログラムは、今後市町村等の意向を伺いながら検討を進め、計画素案において提示**

【地域別施策プログラム策定のイメージ】

道央広域連携地域	道南連携地域
<p>[自然災害リスク]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 複数の活断層の存在(黒松内低地断層帯等) ・ 海溝型地震の切迫性(日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震) ・ 火山災害の可能性(常時観測火山3箇所) など <p>[地域の特性・課題等]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 道内外との物流・交通の拠点 (新千歳空港、丘珠空港、苫小牧港、室蘭港、石狩湾新港、小樽港) ・ 札幌圏を中心とする都市機能の集積 ・ 大学、研究機関等の集積 ・ 災害時の危機管理上、特に配慮を要する重要施設が存在 など <p>[施策プログラム]</p> <ul style="list-style-type: none"> * 今後検討 	<p>[自然災害リスク]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 海溝型地震の切迫性(日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震) ・ 火山災害の可能性(常時観測火山2箇所) など <p>[地域の特性・課題等]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 豊富な水産物や多様な農産物の生産地 ・ 本州との陸上・海上交通の拠点(開業間近の北海道新幹線、青函航路) ・ 急峻な海岸線沿いや山間部に通じ、高波や土砂崩れなどの影響を受けやすい道路事情 など <p>[施策プログラム]</p> <ul style="list-style-type: none"> * 今後検討

Ⅳ 推進すべき施策プログラム④ー

【連携地域別施策プログラム策定のイメージ（つづき）】

道北連携地域	オホーツク連携地域
<p>[自然災害リスク]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・暴風雪など冬季災害リスクの高さ ・火山災害の可能性(常時観測火山2箇所) など <p>[地域の特性・課題等]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・風力などの再生可能エネルギー資源が豊富に賦存 ・米・野菜・生乳などの農畜生産 ・ロシア極東地域との交流拠点 ・広大な面積に分散する地方都市や農山漁村、離島などの地理的不利条件への対応 など <p>[施策プログラム]</p> <ul style="list-style-type: none"> * 今後検討 	<p>[自然災害リスク]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・暴風雪など冬季災害リスクの高さ など <p>[地域の特性・課題等]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・酪農、小麦、馬鈴薯、ホタテ、サケなど多様で豊富な農水産物生産 ・豊かな森林資源 ・鉄道の高速化が進んでいないことによる道路依存度の高さ など <p>[施策プログラム]</p> <ul style="list-style-type: none"> * 今後検討
十勝連携地域	釧路・根室連携地域
<p>[自然災害リスク]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海溝型地震の切迫性(日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震) ・暴風雪など冬季災害リスクの高さ など <p>[地域の特性・課題等]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平坦で広大な土地 ・大規模な畑作・酪農経営による生産性の高い農業 ・バイオマス等のエネルギー資源が賦存 ・国際貿易交渉による影響度の大きい産業構造 など <p>[施策プログラム]</p> <ul style="list-style-type: none"> * 今後検討 	<p>[自然災害リスク]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海溝型地震の切迫性(日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震) ・暴風雪など冬季災害リスクの高さ ・火山災害の可能性(常時観測火山2箇所) など <p>[地域の特性・課題等]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模な酪農経営 ・国内有数の水揚げ高の水産業 ・国際バルク戦略港湾である釧路港の存在 ・物流や救急医療等の障壁となる道央地域との距離及び都市間距離の長さ など <p>[施策プログラム]</p> <ul style="list-style-type: none"> * 今後検討

V 計画の着実な推進に向けて－①－

1 施策の重点化（重点施策の設定）

- ・ 限られた財源の中、計画の実効性を確保するためには、選択と集中の観点に立ち、計画に掲げる施策の重点化を図っていくことが必要
- ・ 本計画では、前章の「北海道強靱化に向けた施策プログラム」に登載する施策を対象に、以下の観点から施策の重点化を行い、毎年度の道の予算編成や国への施策提案に反映

【施策の重点化のプロセス及び視点】

(1) プログラム単位の重点化

- ・ 21の「起きてはならない最悪の事態」の中から、特に回避すべき「最悪の事態」の絞り込みを実施
重点化の視点 ⇒ リスクの蓋然性・緊急性
北海道及び国全体への影響の大きさ 等

(2) 施策単位の重点化

- ・ (1)により絞り込んだ「最悪の事態」に対応する施策の重点化を実施
重点化の視点 ⇒ 重要性（当該プログラムにおける施策の重要度）
緊急性（他の施策に優先して行う必要性）
波及性（他の政策目的への波及効果） 等

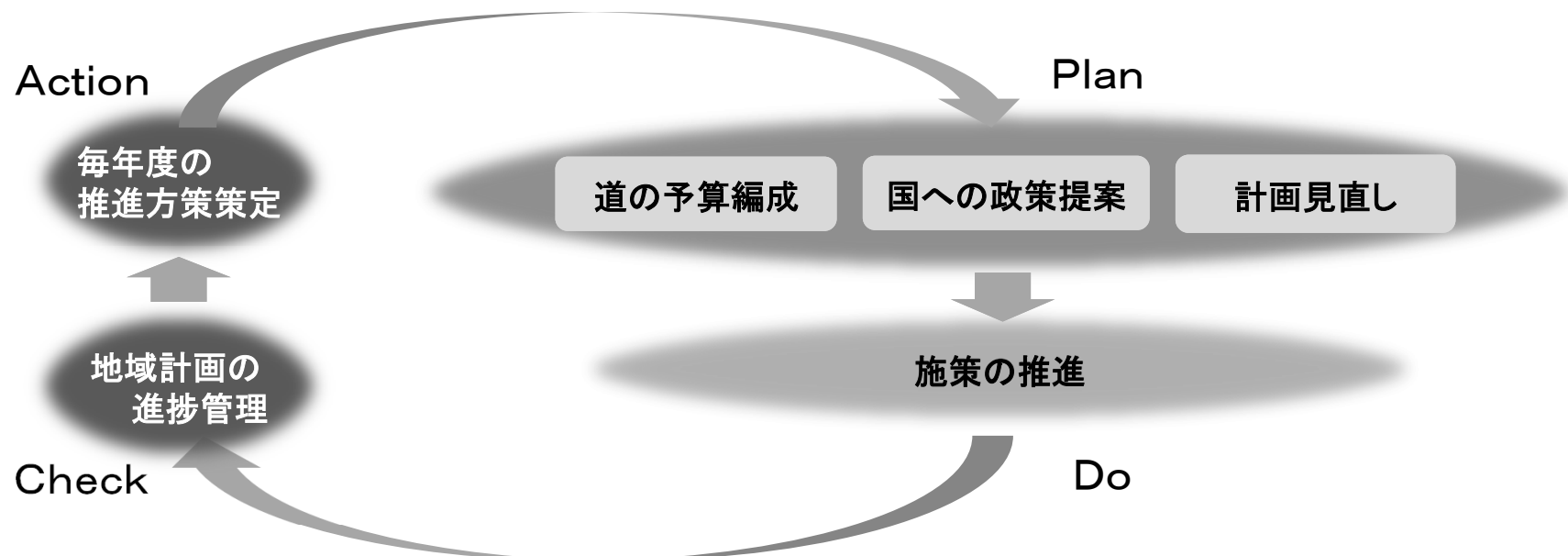
- ・ 施策の重点化については、毎年度の計画の進捗管理を踏まえ、適宜見直しを実施

*** 施策の重点化については、今後、施策プログラムの策定を踏まえ、具体の検討を実施**

V 計画の着実な推進に向けて－②－

2 PDCAサイクルによる計画推進

- ・ 北海道の強靱化に向けては、本計画に掲げる関連施策を総合的かつ計画的に実施することが必要であり、そのためには、毎年度の施策の進捗状況等を踏まえた効果的な施策展開が必要
- ・ このため、本計画の推進に当たっては、関連施策の進捗状況を適切に管理しながら、重点化の見直しなども含む計画の推進方策を毎年度策定し、予算編成や国への政策提案に結びつけ、新たな施策展開を図っていくというPDCAサイクルを構築
- ・ こうしたPDCAサイクルを通じ、北海道強靱化のスパイラルアップをめざしていく。



3 推進体制

- ・ 計画の推進に当たっては、道庁内に設置している「国土強靱化推進会議」を中心とした全庁横断的な体制のもと、国の地方支分部局や関係団体等と連携・協力し、計画に掲げる施策の進捗管理を効果的に実施
- ・ 地域別施策プログラムの推進に当たっては、14の振興局ごと設置している地域づくり連携会議を活用するなど、各連携地域と連携した取組を推進

4 計画の見直し等

(1) 計画の推進期間

- ・ 本計画においては、北海道の内外における社会経済情勢の変化や国及び北海道を通じた国土強靱化施策の推進状況などを考慮し、概ね5年を推進期間とする。
- ・ それ以前においても、社会経済情勢の大きな変化や毎年度の施策の推進状況等により、計画そのものの修正を要する場合には、適宜見直すものとする。(軽微な計画の変更等については、毎年度の推進方策の中で対応)

(2) 北海道の他の計画等の見直し

- ・ 本計画は、北海道の強靱化に関する他の計画の指針として位置づけられるものであることから、道の総合計画及び地域防災計画をはじめとする国土強靱化に関連する分野別計画においては、それぞれの計画の見直し時期や次期計画の策定時に併せ、所要の検討を行い、本計画との整合性を図っていく。